

高情審答申第2号

平成24年8月23日

高松市選挙管理委員会

委員長 綾野和男 殿

高松市情報公開審査会

会長 藤本邦人

行政文書の一部公開決定に関する異議申立てについて（答申）

平成24年4月4日付け高選委第51号により諮問のあった事案について、
次のとおり答申いたします。

1 審査会の結論

本件異議申立ての対象となった平成23年4月24日執行高松市議選の選挙運動費用収支報告書（以下「当該文書」という。）のうち、高松市選挙管理委員会（以下「実施機関」という。）が非公開とした部分については処分を取り消し、公開すべきである。

2 公開請求の内容および異議申立てに至る経過

異議申立人が、高松市情報公開条例（平成12年高松市条例第39号。以下「条例」という。）に基づき実施機関に公開請求した行政文書の内容、それに対する実施機関の決定および異議申立ての経過は次のとおりである。

(1) 請求の内容

「平成23年4月24日執行高松市議選の選挙運動費用収支報告書」

(2) 経過

平成24年3月19日：請求人からの行政文書公開請求書を受付

平成24年3月22日：実施機関が、当該文書に押印された出納責任者の

印影を非公開とした一部公開を決定

平成24年3月31日：請求人からの異議申立書を受付

3 異議申立ての理由

異議申立人の主張は、次のとおりである。

実施機関が非公開とした印影部分は、選挙運動費用収支報告書という公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）で閲覧に供することが義務付けられている文書の重要部分にあたり、公表すべき合理的理由は存在する。また、実施機関の非公開理由である「偽造等の不正利用につながるおそれ」もあいまいで、公開することにより個人の権利を侵害するおそれは認められない。

また、条例第7条第1号ア「法令もしくは条例の規定により、または慣行として公にされ、または公にすることが予定されている情報」に該当し、公開することを前提に作成され、法的義務によってすでに全部公開がなされている文書を、条例によって一部非公開処分とすることは著しく合理性を欠き、違法である。

さらに、当該文書は選挙の公平性を担保する上で重要な文書であり、日本の民主主義の根幹をなす制度であり、実施機関の処分は公共の利益を著しく侵害する。

なお、香川県選挙管理委員会をはじめ他選管では、当該文書の写しの交付について、各情報公開条例によって対応する際、印影部分も含めて全て開示しており、他選管の実情を踏まえても、実施機関の行った一部非公開処分は異例であり、均衡を欠いている。

よって、本件非公開処分は違法であるので、すみやかに非公開処分を撤回し、全開示するよう求める。

4 実施機関が非公開とした理由

実施機関が一部非公開理由書において主張している本件処分の理由は、概

ね次のとおりである。

印影については、公表すべき合理的理由および必要性はなく、かえって偽造等の不正利用につながるおそれもないとはいえないことから、これを公開することは当人の正当な利益を害するおそれがあるため、条例第7条第1号に該当し、非公開が相当である。

5 異議申立人の意見書

当該文書は、法によって印影部分も含めそのすべてを閲覧に付すことが義務付けられた文書である。したがって、印影部分についても「公表すべき合理的理由および必然性がなく」とする実施機関の見解は誤りである。印影部分も当然に公表すべきであり、法の趣旨にしたがって公表されるべき必然性がある。

6 審査会の判断

当審査会は、実施機関の一部非公開理由、異議申立人の異議申立理由および意見を条例に照らして慎重に審査した結果、次のとおり判断する。

本件対象行政文書は、法により提出義務が定められている文書であり、公職の候補者の選挙運動に関しなされた収入、支出それぞれの内訳ごとの金額や出納責任者の住所、氏名、印影等が記載され、このうち実施機関が非公開とした部分は、当該文書に押印された出納責任者の印影である。

法では、公職の候補者は、選挙運動に関する収支についての責任の所在を明らかにするため出納責任者を選任し（第180条）、出納責任者は当該報告書を選挙管理委員会に提出し（第189条）、選挙管理委員会はその要旨を公表し（第192条第1項）、また、何人も当該文書の閲覧を請求することができる（同条第4項）と定められている。

実施機関は、印影部分については、写しを交付することにより偽造等不正利用につながるおそれがあり、当人の正当な利益を害するおそれがあるとして、非公開とする決定を行った。

しかし、当該文書は、選挙の公正を確保するとともに一般国民に公開しようとする法の趣旨に則り、法第192条第4項の規定により何人も閲覧を請求することができることとされ、広く市民等にも閲覧されているものであることから、条例第7条第1号ア「法令もしくは条例の規定により、または慣行として公にされ、または公にすることが予定されている情報」に該当するものであり、実施機関が印影部分を非公開とした処分は相当でない。

よって、当審査会は、「1審査会の結論」のとおり判断する。

なお、異議申立人が異議申立書で求めた「異議申立書の煩雑な申請方法を一般市民にもわかりやすくすること」との改善要求については、本審査会の審査事項ではなく、その説明責任を有するものでもない。

7 審査処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成24年4月4日 (高選委第51号)	諮問書受理
平成24年4月18日	実施機関からの一部非公開理由書を受理
平成24年6月5日	実施機関の非公開理由の聴取および争点の審査
平成24年7月20日	答申案の審査
平成24年8月23日	答申